

令和4年第2回

高森町議会 2月臨時会会議録

令和4年2月16日開会

高 森 町 議 会

2月16日（水）
（第1日）

令和4年第2回高森町議会臨時会（第1号）

令和4年2月16日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

4番 牛嶋 津世志 君

5番 後藤 三治 君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（1日間）

自 令和4年2月16日

至 令和4年2月16日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
2月16日（水）	本会議	議案審議

日程第 3 議案第 2号 高森町企業版ふるさと納税地方創生基金設置条例の制定
について

日程第 4 議案第 3号 令和3年度高森町一般会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 後藤 巖 君

2番 津留 智幸 君

3番 後藤 清治 君

4番 牛嶋 津世志 君

5番 後藤 三治 君

6番 芹口 誓彰 君

7番 立山 広滋 君

8番 本田 生一 君

9番 田上 更生 君

10番 佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長 草村 大成 君 副 町 長 服部 信一郎 君

教 育 長 佐藤 増夫 君 総 務 課 長 東 幸祐 君

生活環境課長 津留 大輔 君 会 計 課 長 馬原 恵介 君

政策推進課長 荒牧 久 君 住 民 福 祉 課 長 阿蘇品 かおり さん

健康推進課長 岩下 雅広 君 税 務 課 長 眞原 友紀 君

建設課長	岩下 徹 君	TPC事務局長	古澤 要介 君
総務課長補佐	村上 純一 君	住民福祉課長補佐	石田 昌司 君
健康推進課長補佐	住吉 勝徳 君	TPC事務局次長	二子石 誠 君
総務係長	芹口 孝直 君	財政係長	木村 允哉 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	村嶋 立章 君	議会事務局次長	今村 親助 君
--------	---------	---------	---------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

本日はこういう時期でありますので、皆さんマスクを着用したままでの発言よろしくをお願いいたします。

○町長（草村大成君）おはようございます。

本日は、令和4年第2回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変御多忙なところ御出席いただき誠にありがとうございます。

1番の課題である新型コロナウイルス感染症の拡大のスピードは、低下をしつつあるのではないかというマスコミからの報道もございますが、未だ県内では終息には至っておらず、そういう兆候も若干見えているわけでございますが、予断は許されない状況が続いているというふうに認識しております。

そういう中に、熊本県が蔓延防止措置は3月6日まで延長されたところでございます。まずは、町内の飲食店の皆様、そして商売をなされている皆様にとっては、大変大きな痛手になるのではないかというふうに思っておるところでございます。また今後そこを加味しながら、施策をやはり打っていかねばいけないのではないかというふうに思っておるところでございます。

そして、現在この阿蘇郡市内においては、クラスターを含む多くの感染者が、つまり陽性反応が出られた方が発生し、それに伴う濃厚接触者の対応等に各自治体が大変苦慮しているところでございます。特に、熊本県、保健所の職員の皆さん昼夜問わず実は活動なされております。私も、阿蘇市町村会長として毎日各自治体の情報を取りながら、市町村会、町村会での意見をまとめ、県としっかり情報を共有しながら感染拡大防止に努めている立場の1人でございます。

高森町においては、連日の報道で議員の皆様、町民の皆様も、陽性反応が出られた方の人数は御承知だと思います。また、防災アプリも含めまして広報も出しているところでございます。しかしながら、当町は特に県下でも珍しく医療用の抗原検査キットをずっと大量に持っておりまして、それを希望者である町民の皆様、そして各種団

体、これは特に教育機関含めてですね。

福祉機関も含めて職員さんの分までを、配布をプッシュ型で当初いたしておりました、なおかつ追加でもそれを議会の方から御意見もございまして御承認もいただきまして、専決で先行して持っていたということは、大変大きなこれは効果があるのではないかというふうに思っております。つまり、先に状況を把握して次のステップに移ることが非常に可能だということで、議会の昨年、一昨年から続くこのコロナに関してのスピード感に改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

また同時に、今日から高森中央小学校の方を休校いたしております。理由といたしましては、クラスターが発生したわけでは現在ございません。大変風邪の症状が出たり、ちょっと体調が悪い子どもが各学年にばらつきが出てきております。ということでありまして、先にオンライン授業に切り替えるというところをさせていただいております。当然、そのオンラインに伴う、ある意味小学校1年生、2年生より上は1人でも授業できると思いますが、1、2年生等に関しましてもしっかりサポート体制を取ってまいりたいというふうに思っております。

同時に、町民の大多数、大人の皆様にとってのワクチン接種につきましては、これは希望なされる方にはトラブルもなく、スムーズに進んでいるところであるというふうに思っております。町内の医療機関の先生方、看護師の皆さん、そして委託を受けた業者の皆さんが協力をもってなされておりますので、重ねて御礼を申し上げたいというふうに思っております。また同時に、集落支援員の皆さんが非常に効率的な活動をしていただいておりますので、本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、たかもりポイントチャンネル等で周知をいたしておりますが、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金につきましては、今週の金曜日から確認書を送る予定でございますので、もう少しの間お待ちいただければというふうに思っております。

さて、本日は3月の定例会を目前に控えておりますが、早急な議会提案が必要となり臨時会を招集させていただきました。本日御提案申し上げますのは、補正予算が1件と条例制定1件の議案2件でございます。御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げ御挨拶といたします。

○議長（佐伯金也君） どうもありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回高森町議会臨時会を開きます。なお、農林政策課長、後藤一寛君、教育委員会事務局長、緒方久哉君、建設課長補佐、土井谷顕君からは、欠席届が提出されておりますので御報告をいたします。

本日の会議は、御手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐伯金也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番牛嶋津世志君、5番後藤三治君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（佐伯金也君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日2月16日の1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とします。

-----○-----

日程第3 議案第2号 高森町企業版ふるさと納税地方創生基金設置条例の制定について

○議長（佐伯金也君） 日程第3、議案第2号、高森町企業版ふるさと納税地方創生基金設置条例の制定について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君） おはようございます。

議案第2号で提案申し上げました、高森町企業版ふるさと納税地方創生基金設置条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地域再生計画に対しまして、企業が寄附を行った場合に税額を控除する仕組みでございます。本町におきましては、

まち・ひと・しごと創生推進計画を策定し国から認定をされたところでございます。今現在では、南阿蘇鉄道、ICT関係の事業に対しまして寄附をいただいているところでございます。

企業版ふるさと納税による寄附金につきましては、基金を設置して積み立てる場合を除いては、寄附があった年度内に寄附金の全額を事業費に充てることとされております。けれども、今回基金を設置することによりまして基金の対象事業を明確にすることと、複数年度にわたって繰り越して事業費に充てることが可能になることから、今回基金の条例を設置することといたしております。3月にも企業から寄附をいただくこととなっておりますので、その関係上繰り越して事業を行うために基金を設置するということが具体的な説明でございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただきまして御決定賜りますようよろしくお願い申し上げて提案理由の説明といたします。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第2号、高森町企業版ふるさと納税地方創生基金設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第3号 令和3年度高森町一般会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第4、議案第3号、令和3年度高森町一般会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第3号で御提案いたしました、令和3年度高森町一般会計補正

予算第14号について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億8,483万6,000円を追加し、予算の総額を90億4,337万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、ふるさと応援寄附金の状況に応じた増額補正が大きな割合を占めておりますが、その他の事業内容につきましては、予算書とは別にお配りしております補正予算概要書を基に御説明いたしますので、準備のほどをよろしく願いいたします。

概要書の1番で御説明をいたしたいと思っております。地籍調査事業について御説明を申し上げます。令和4年度に実施予定としていた大字永野原の地籍調査を、前倒して実施するため8,430万円を計上いたしました。

こちらにつきましては、国の経済対策においてメニューが打ち出されました、地域における防災・減災・国土強靱化の推進の内、迅速な災害復旧・復興、社会資本整備の基盤となる地籍調査の推進に関連するものでございます。通常通りの来年の当初予算で計上する場合よりも補助事業の採択率が上がるため、今回のタイミングで計上させていただきました。事業費の内75パーセントが補助金です。残りの町負担分に対しても、これは特別交付税で80パーセントが措置されるということで、実質的な負担は436万円となる予定でございます。

また、概要書とは別に、今回増額補正させていただきましたふるさと応援寄附金の状況を配付させていただきました。議会の皆様の応援もいただきまして、堅調に令和3年度は数字を伸ばしております。令和3年度12月末現在の見込額というところでも出させていただいております。また、これは年間の1年間定期便といった発送のやり方も商品によっては多々ございますので、どうしても年度をまたぐ形になるところもございますので、そこは御了承いただければというふうに思っております。

これは、最大のふるさと納税のショッピングモールでございますが、楽天市場の中から月間のベストショップを選出する、楽天ショップオブザマンズふるさと納税賞を令和3年6月に熊本県高森町が受賞をいたしました。大変光栄な受賞だというふうに思っております。引き続き、寄附額が伸びるような努力を重ねてまいりたいというふうに思っております。

以上、今回御提案しております補正予算についてその概要を御説明申し上げます

が、御審議の上御決定賜りますようお願いをいたしまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）5番、後藤です。

地籍調査について前倒して予算を組まれたということは、早く事業が終わる上でも大事なことだと思います。通算で長くて50年ぐらいかかる計画であります。こういって1年でも早く終わるように努力していただければと思うんですが。

予算書の地籍調査経済対策費の中で、報酬に362万円計上してあります。内容を見ますと、会計年度任用職員報酬とあります。多分この金額については、要するに4年度に繰り越されて使用されるのかなと思いますが、この会計年度任用職員報酬の該当者は何名おられてどういう待遇の方なのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（佐伯金也君）税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君）おはようございます。5番、後藤議員の御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、2名分の予算を計上させていただいております。地籍調査業務の補助的な業務をしていただくというところで考えております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）ほかに質疑ありませんか。1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）1番、後藤です。

この度補正予算が提示されましたが、90億というこの予算額につきましてはこれまでの高森町でも類を見ない、いわゆる空前絶後と言いますかそのような予算になっているかと思えます。

その中で、当然予算が積み上がるという形になりますと行政職員の仕事量も増えていくという中で、これは町長にお尋ねしたいんですけども。この予算計上にあたって、行政職員への例えばこの予算に対しての説明、働きかけ、どのような形でというところの意識などそういうものを話しされているのか。

そして、今は予算査定の最後の場面を迎えていると思えます。ふるさと納税30億

この度上がってますけども、これについても当然来期の予算にかかってくるころもあろうかと思えます。そういう使われ方という部分について、どのように反映されていくのかというのを町長にお尋ねしたいと思えます。

○議長（佐伯金也君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番、後藤議員の御質問にお答えをいたします。

まずは、ふるさと応援寄附金、全国の寄附をなされる皆さんが熊本県高森町を選んでいただきまして、この場を借りて感謝を申し上げたいというふうに思います。

多くの今までの一般質問でも、ふるさと納税の質問が平成27年ぐらいからやっておりますが、その都度お答えいたしておりますが、当町の進む方向性は財源確保と。稼ぐためのツールとして自治体として利用させていただきたいと。最大限に利用する。そして、稼いだものを出口は町民と地域しかございませんので、そこに落とすというところは、職員の皆さんはしっかり理解なされているというふうに感じております。

その中で、昨年、一昨年議会の方からも一般質問及び質疑の中で、職員に対するこの負担というのがかかり過ぎるのではないかと、またそういうお声も聞いているところで、事務委託等も含めて職員さんがこの作業に関わらなくていいようなやり方を今年に行っているところでございます。ですので、そのマンパワーの労務負担というところに関しては、多分1人の方も過大に感じられた方はいらっしゃらないというふうに思っております。

つまり、事業数に関しましても、今年度もそうでございますが来年度も同じ形で進めていきたいというふうに考えておりますので、事業数は従来の事業数とそこまで変わらないのではないかなというふうに考えております。その上で増える分がふるさと納税の事業。

しかし、その事業に関してやはり1番大きいのは、後世に次の世代に負担を残さない、目の前にこれは作りたいからこれはやりたいからこれは必要だから起債を組む、そして起債一本でやっていくと。もしくは、補助が3分の1しか出ない6分の1しか出ない、その裏負担はまた起債だというところの部分に、きちっとふるさと納税で納税者の方の意向に沿うところに合致するとするならば、そこに充てていかなければい

けないというふうに考えております。

例えば、今回の予算書でも農業経営収入保険加入促進事業補助金というものが歳出で載っておりますが、私たち担当が思う以上に農家の方が収入保険に興味と言うかその意識を向けていただいたというところは、たかもりポイントチャンネルの古澤局長の指導の下、しっかりした広報と農政の職員の皆さんの広報が行き届いた形。こういうかゆい所に手が届くバージョンを、どんどん来年度は事業に充てていければというふうに思っております。

それと、1番議員が2度おっしゃいました、全ての町民の皆さんにふるさと納税の恩恵が何か来るような形と。これは、このふるさと納税の事業が、例えば地域に限定された事業だったり年代に限定された福祉事業だったり、例えば教育は特に一番かかると思いますが、そういう事業だとしてもこれは町民全体の幸福度に繋がっていきますので、全て出口は町民、地域というふうに考えております。

その中で、議会からの要望でもございますので、今後さらにふるさと応援寄附金の状況が増えていくことがしっかりしたこの手応えであったとするならば、町民全員の皆さんに何らかの形で、このアフターコロナの時に経済の活性化、町の活性化、起爆剤として、施策を充てていければいいかなというふうに個人的には考えているところでございます。

議員の御質問のように、職員さんも予算査定の中でやはり次世代にツケを残さない、今できるところは今解決していくというところの姿勢は、しっかり提案の中にも生きてきているのではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第3号、令和3年度高森町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（佐伯金也君）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。令和4年第2回高森町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員